

H23.3.3

(問24) 日曜日や休日から受領委任の取扱いを開始できないか。

(答) 受領委任の取扱いの開始日は、地方厚生（支）局又は都府県事務所が受理した日を原則としているが、土・日曜日又は休日（以下「休日等」という。）に開始を希望する施術所もあることから、地方厚生（支）局又は都府県事務所に事前に休日等に開始したい旨の申し出（様式第1号、2号、2号の2及び選任届を提出。その際、様式第2号の備考欄に「〇月〇日開設希望」と希望日を付記することとする。）があり、当該休日等明けの翌開庁日に改めて手続きが行われた場合には、希望のあった当該休日等を受領委任の開始日として差し支えない。

(問25) 保健所によっては、施術所の所在地変更（移転を伴わない場合を除く。）を変更届けで取り扱うところがあるが、その場合、受領委任の取扱いは様式第4号での変更手続きのみでよいか。

(答) 所在地変更の場合は、廃止、新設の手続きが必要となる。

なお、地番の変更等移転を伴わない場合は、様式第4号での変更手続きで差し支えない。

#### 【領収証・明細書関係】



(問26) 領収証及び明細書の様式は、厚生労働省保険局医療課長通知で示されたものと同じ様式でなければならないか。

(答) 通知で示した様式は標準様式であり、同等の内容が示された様式であれば差し支えない。

(問27) 領収証の押印は必要か。

(答) 施術管理者又は開設者等の施術所の責任を負う者の記名、押印が必要である。